

第3章 農山漁村の再生・活性化

1 農業・農村の多面的機能と農村資源の保全・活用

農業は農山漁村地域において多面的機能を発揮

農業・農村は、食料を供給する役割だけでなく、その農業生産活動を通じた国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等様々な機能を有しており、これらの機能による効果は、地域住民を始め国民全体が享受し得るものでです。

また、農山漁村地域の中で農業・林業及び水産業はそれぞれの重要な基盤である農地、森林、海域との間で、相互に密接に関わりながら、水や大気、物質の循環に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮しています（図II-3-1）。

図II-3-1 農業・農村の有する多面的機能



愛媛県久万高原町

2 農山漁村の6次産業化

(1) 6次産業化の推進

農林漁業者等による生産・加工・販売等の一体化による新事業等の創出

中国四国農政局では、農林漁業者の所得の向上や農山漁村地域の活性化を図るために、農林漁業者が1次・2次・3次産業に一体的に取り組み、農林水産物等の地域資源の付加価値向上を図る6次産業化を積極的に推進しています。

ア 6次産業化の推進体制

各県段階においては、県が事務局となり、農林漁業関係団体、商工業者、金融機関、国の機関等、多様な関係者を構成員とする6次産業化・地産地消推進協議会を設置しています。

各県の農林水産業及び6次産業化の現状・課題、6次産業化等の取組方針、今後の売上等の目標を内容とした戦略を策定するとともに、農林水産省の6次産業化ネットワーク活動交付金を活用して「サポートセンター」を設置し、6次産業化に取り組む農林漁業者に対して、6次産業化の構想から事業計画策定、事業開始後のフォローアップまで、総合的なサポートを実施しています。

また、市町村段階においても推進協議会を設置の上、戦略を策定し、地域ぐるみで6次産業化に取り組むことを推進しています。



サポートセンターによる推進活動

イ 主な取組

中国四国農政局は、多様な関係機関と連携して、6次産業化の普及啓発等に取り組んでいます。

(ア) 中国・四国地域の6次産業化事業体に出資等の支援を行うサブファンドを訪問し、新たな支援案件の掘り起こし等について意見交換を行いました。

(イ) 平成29(2017)年2月7日に「平成29年度6次産業化支援対策予算等に関する管内担当者会議」を開催し、6次産業化ネットワーク活動交付金の事業内容等について、各県担当者に対し説明を行いました。

(ウ)「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年法律第67号、六次産業化・地産地消法)に基づき認定した総合化事業計画の事例集及び農林漁業成長産業化ファンドを活用した事業計画の事例集を作成し、普及啓発を行いました。



6次産業化予算等の管内担当者会議

(エ) 総合化事業計画の進捗状況及び経営状況を定期的に把握・分析し、その結果に応じた指導・助言や専門家の派遣等によるサポート活動を行いました。

(オ) 6次産業化・農商工連携フォーラム

平成 29(2017)年 2月 9日に広島県広島市において、中国経済産業局と共に「6次産業化・農商工連携フォーラム in 広島」を開催しました。約 200 名の参加者が集まる中、「ブランド構築と育成」をテーマに、基調講演やパネルディスカッションを行い、6次産業化・農商工連携をいかにして成功に導いていくかを学び、実体験を会場全体で共有することができました。

また、2月 15 日には香川県高松市において、四国経済産業局との共催で「6次産業化・農商工連携フォーラム in 高松」を開催しました。約 100 名の参加者が集まる中、「次世代に繋がる商品開発」をテーマに、パネルディスカッションを行い、地域を活性化しようとする取組を、次世代につなげることの大切さを会場全体で学ぶことができました。

(カ) 農林漁業と他産業との新たな連携関係を構築し、各産業分野が有する様々な知見の共有と創発によるイノベーションの実現等に寄与することを目的に、平成 23 (2011) 年 12 月に「中国・四国地域産業連携ネットワーク」を設立し、情報共有や多様な連携促進に取り組んでおり、平成 29 (2017) 年 3月 17 日に岡山県岡山市において「食品衛生管理の実践から生まれる新たなビジネスチャンス～HACCP 導入義務化への対応と海外展開に向けて～」をテーマに、中国・四国地域産業連携ネットワークセミナーを開催しました。

セミナーでは、平成 28 (2016) 年 12 月 26 日に公表された厚生労働省の「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」において、全ての食品等事業者に対し HACCP 導入義務化の方向性が示されたことから、HACCP の概要や実践に当たってのポイント等について理解を深めるため、講演や事例紹介を行いました。

なお、平成 29(2017)年 3月 31 日現在の会員数は、団体・個人会員も含めて 423 人となっており、会員に対してはメール等により随時各種の情報提供を行っています。



セミナーの様子

ウ 事業計画の認定件数等

農政局及び各県が一体となって 6 次産業化を推進した結果、平成 28 (2016) 年度末の認定件数はファンド認定も含めて 269 件となりました（表 II-3-1）。

なお、対象農林水産物では野菜の割合が高く、また、他地域に比べ水産物の割合も高くなっています。

表Ⅱ-3-1 六次産業化・地産地消法に基づく事業計画認定件数（県別）

(平成29年3月末現在)

県名	認定 件数	総合化事業計画											研究開発・成果利用事業計画 認定件数	
		認定計画に使用する農林水産物												
		野菜	果樹	米	麦類	豆類	畜産物	林産物	水産物	茶	そば	花き	その他	
鳥取県	21	1	4	2			5	2	6				1	
島根県	13	3	2	1	2	1	1	1	3	1				2
岡山県	59	22	17	6	2	1	8	5	4	2	1		1	3
広島県	28	8	6	5		1	5		3			3	1	6
山口県	23	7	6	3		1	3	1	3	1				1
徳島県	30	15	8	1		1	2	2	4					2
香川県	19	6	4				6		2			1		2
愛媛県	29	9	13				1	1	7			2		4
高知県	27	9	10		1		5		4	3		1		
計	249	80	70	18	5	5	36	12	36	7	1	7	3	20
														2

資料：中国四国農政局調べ

注：1) 複数の農林水産物を使用する事業者があるため、認定数と使用する農林水産物の合計は一致しない。

2) 研究開発・成果利用事業計画及び農林漁業成長産業化ファンドに係る事業計画認定数は外数。

3) 認定を取り消した計画は除く。

(2) 農商工等連携の促進

農林漁業者と中小企業者との連携による地域経済の活性化

中国四国農政局では、農林漁業者と中小企業者が有機的に連携して、新商品の開発・販売や新サービスの提供に取り組むことで両者の経営向上及び改善を図ることを目的に、平成20(2008)年7月に施行された「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）に基づく事業計画の認定及び支援を行っています。

また、地域の強みとなる農林水産物や産地の技術等の地域資源を活用して、新商品の開発・販売や新サービスの提供に取り組むことで需要の開拓につなげることを目的に「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（平成19年法律第39号。以下「中小企業地域産業資源活用促進法」という。）に基づく支援を行っています。

ア 農商工等連携事業の推進

農商工等連携促進法の施行後9年が経過しましたが、中国・四国地域では、これまで114件（中国地域52件、四国地域62件）の農商工等連携事業計画の認定を行っており、農林水産物を活用した新商品開発、地元の产品を活用したレストランや観光等の新サービスの提供、ITの活用による新しい生産・販売方式などの取組が行われています。

す（表Ⅱ-3-2）。

また、前記「6次産業化・農商工連携フォーラム」を開催するなど、新たな案件発掘を目指すため関係機関との連携を進めています。

表Ⅱ-3-2 農商工等連携事業計画認定件数（中国・四国）

（平成29年3月末現在）

県名	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	合計
認定累計件数	6	6	14	19	7	15	13	23	11	114

資料：中国四国農政局調べ

平成28(2016)年度農商工等連携事業計画認定事例

商工事業者：合同会社 さあかす

農林漁業者：株式会社 三豊セゾン

うえむら農園出荷組合

所在地：香川県綾川町

認定時期：平成28（2016）年7月認定

事業名：マイクロ波減圧蒸留乾燥法による未利用

野菜を活用した乾燥野菜及び乾燥野菜を使用した調味料と加工食品の開発・製造
・販売



乾燥ネギ



乾燥アスパラガス

商工事業者：株式会社 ほんぢ園

農林漁業者：農事組合法人 山田営農組合

所在地：岡山県岡山市

認定時期：平成28（2016）年10月認定

事業名：岡山県産の農産物による健康茶シリーズ
の開発・販売



たんぽぽ珈琲

商工事業者：ブリリアントアソシエイツ 株式会社

農林漁業者：山本農園

所在地：鳥取県鳥取市

認定時期：平成29（2017）年2月認定

事業名：赤ビーツを原材料とする天然素材色のピ
ンクを活かした食品開発と販路開拓



原料の赤ビーツ



赤ビーツを使用した醤油

イ 中小企業地域産業資源活用事業の推進

中小企業地域産業資源活用促進法の施行後10年が経過しましたが、中国・四国地域では、これまで各県ごとに指定された地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業計画を188件（中国地域80件、四国地域108件）認定しており、地域活性化に向けた意欲的な取組となっています（表II-3-3）。

中国四国農政局では、引き続き中小企業施策のノウハウ等を有効に活用し、農業の企業化や新たなアグリビジネスにつながるよう、6次産業化や農商工等連携と一体的な取組を進め、農業も含めた地域経済の活性化を推進することとしています。

表II-3-3 地域産業資源活用事業計画認定件数（中国・四国）

（平成29年3月末現在）

県名	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	合計
認定累計件数	9	21	18	12	20	32	27	27	22	188

資料：中国四国農政局調べ

平成28（2016）年度中小企業地域産業資源活用事業認定事例

事業者：フジミツ 株式会社

所在地：山口県長門市

事業名：長門市の地域資源である「長州どり」を活用した練製品の商品開発および販路開拓

地域資源：長州どり、水産ねり製品

認定時期：平成28（2016）年7月認定



商品外観（試作品）

事業者：宮下酒造株式会社

所在地：岡山県岡山市

事業名：清酒造りの技術を活用した吟醸ウイスキーの開発・販売

地域資源：岡山の清酒

認定時期：平成28（2016）年7月認定



シングルモルトウイスキー（試作品）

事業者：株式会社 日本フーズ

所在地：山口県下関市

事業名：下関市の水産物地域資源を活用した無添加加工品の開発および販路開拓

地域資源：ふく、レンコダイ、あんこう、瀬つきあじ、のどぐろ

認定時期：平成28（2016）年7月認定



たらふぐ生ハム

3 農山漁村の活性化に向けた取組

(1) 「ディスカバー農山漁村の宝」の取組

農山漁村の活性化の優良事例を選定し顕彰することで、取組を全国に発信

「ディスカバー農山漁村の宝」とは、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国に発信するものです。

平成28(2016)年度の「ディスカバー農山漁村の宝」(第3回)では、全国から769地区(中国・四国地域からは175地区)の応募があり、10月17日に首相官邸で開催された有識者懇談会において30地区の優良事例が選定されました。

12月2日開催の選定授与式及び交流会では、選定地区の代表者を首相官邸に招いて選定証を授与し、内閣総理大臣、農林水産大臣、地方創生担当大臣からの直接の激励や地域リーダー同士の交流が行われました。また、12月3日に「ディスカバー農山漁村の宝」の紹介や選定地区の知名度向上に資するため、東京都内で選定地区による即売会(マルシェ)が開催されました。

中国・四国地域からは、チャレンジ賞に徳島県那賀町の「木頭ゆずクラスター協議会」が受賞され、その他優良事例として5地区が選定されました。



「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」選定授与式



内閣総理大臣による激励・意見交換

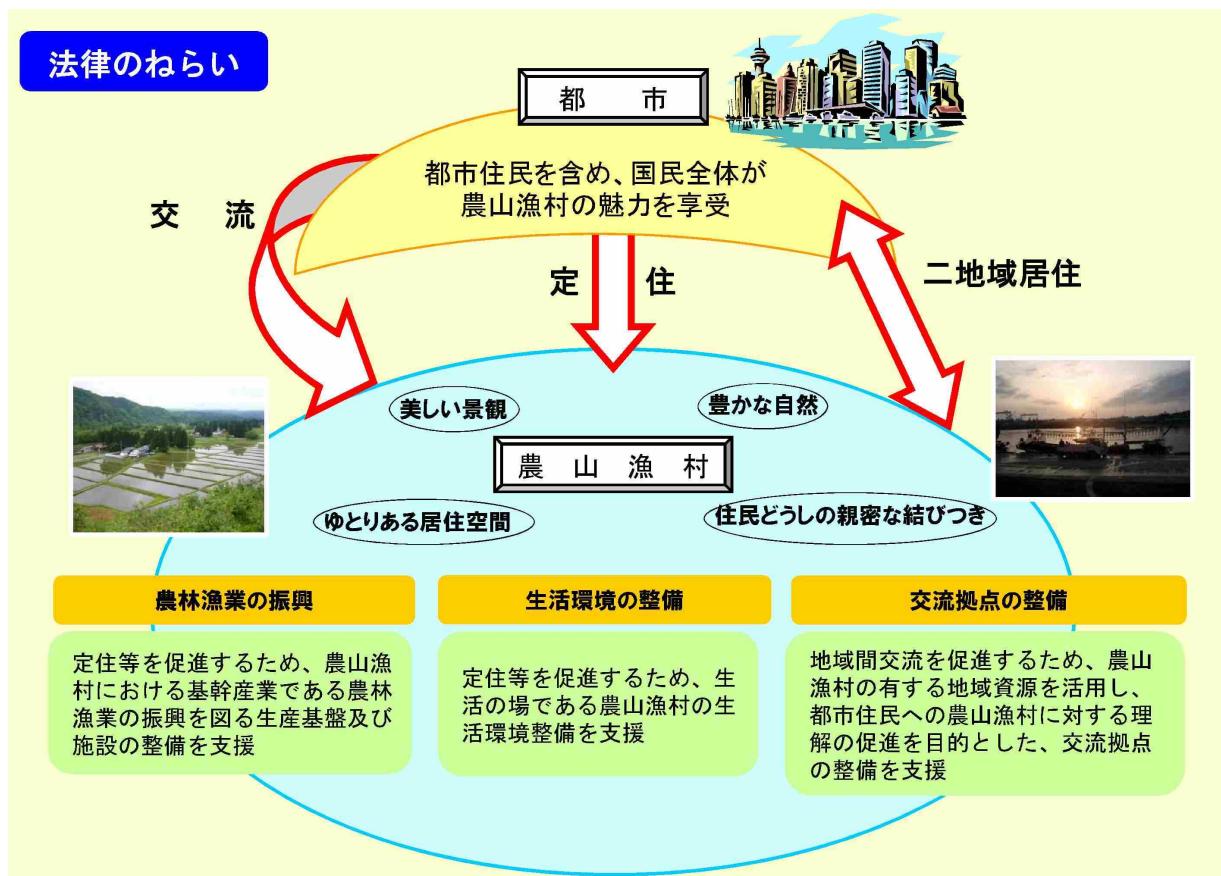
(2) 農山漁村活性化支援窓口の設置等による支援

農山漁村では、人口の減少、高齢化の進展等の課題が存在する一方で、都市に住む若者を中心に、農村への関心を高め新たな生活スタイルを求めて都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」の動きや、定年退職を契機とした農村への定住志向がみられるようになってきています。

そこで、農山漁村に人を呼び込み地域を活性化するための支援策を総合的に展開するため、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「農山漁村活性化法」という。）が平成19（2007）年に施行され、農山漁村における定住や農山漁村と都市との地域間交流などの地域の創意工夫を活かした農山漁村地域活性化の取組を総合的に支援してきました（図II-3-2）。

また、地方農政局では、農山漁村の活性化に向けた地域の自発的な動きを支援するため、農山漁村活性化のための方策や地域で活用できる農林水産省の施策等について、ワンストップで地域からの相談に応じる「農山漁村活性化支援窓口」を設置しています。中国四国農政局では、農村振興部農村計画課に設置しています。

図II-3-2 農山漁村活性化法のねらい



資料：農林水産省作成

中国四国農政局ホームページ「中国四国農政局農山漁村活性化支援窓口」

http://www.maff.go.jp/chushi/iken/nousangyoson_sien.html

(3) 農山漁村振興交付金等の取組

ア 都市農村共生・対流及び地域活性化対策の概要

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援

農山漁村においては、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経渶が低迷する一方、消費者・都市住民の中では、付加価値の高い観光、教育、福祉等に対するニーズが増大するとともに、東日本大震災を契機に、改めて地域の絆の重要性が認識されるようになっています。

このため、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進し、農山漁村における所得や雇用を増大させることにより、地域活性化と地域コミュニティの再生を図っていくことが重要なっています（図II-3-3）。

図II-3-3 農山漁村振興交付金の概要

農山漁村振興交付金

【平成28年度予算概算決定額：8,000（一）百万円】

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が進み、地域経渶が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大。
- このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。



の農山漁村への呼び込み、空き家・廃校を活用した交流施設等、福祉・教育・観光等と連携した取組について、関係省庁と連携して重点的に支援することとしており、中国・四国地域で43団体が地域活性化の取組を進めています（図II-3-4）。

図II-3-4 都市農村共生・対流総合対策交付金実施事例

平成28年度 都市農村共生・対流総合対策交付金 実施事例

<p>「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム</p> <p>倉吉市体験型教育旅行誘致協議会（鳥取県倉吉市）</p> <p>これまで小学生をメインに民泊や修学旅行を受け入れてきたが、さらなる受入人数の拡大を図るために、受入対象を中学生以上から一般まで広げ、地域の活性化を図る。</p>	 <p>自然・景観を生かした美しいむらづくり</p> <p>徳島剣山世界農業遺産推進協議会（徳島県つるぎ町）</p> <p>世界農業遺産認定に向けて、農村集落での体験交流や農産物等特産品を進め、地域農業や豊かな生物多様性、里山景観を保全し農村復興への機運を高めていく。</p>	
<p>「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム</p> <p>よしだ農都交流推進協議会（島根県雲南市）</p> <p>都市圏の企業、大学等との互恵的な連携「農都交流」を長期的に展開するため、地域のグリーンツーリズムの基盤を整備し、コアなファンを獲得して地域を安定的に維持できる体制を整える。</p>	 <p>「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム</p> <p>さぬきファームプロジェクト協議会（香川県高松市）</p> <p>料理教室や収穫体験など農家と消費者の両者参加型のプロジェクトを実施し、都市部の女性グループの協力の下、農家と消費者の交流を図る。</p>	
<p>子ども農山漁村交流</p> <p>是里むら（岡山県赤磐市）</p> <p>地区的農村公園を基盤としてコミュニティを再構築し、次の世代にこれまでの取組を引き継ぐと共に地域独自のブランドを構築し、観光地としての価値を高められるよう体制づくりを行う。</p>	 <p>瀬戸内・まつやま里島めぐり連絡協議会（愛媛県松山市）</p> <p>「サイクリング＆グリーンツーリズム」で訪れる人に、第2のふるさと感じてもらえるような取組により「島びとがいきいきと輝く笑顔あふれる里の島」を実現を目指す。</p>	
<p>子ども農山漁村交流</p> <p>福山市うつみ体験交流推進協議会（広島県福山市）</p> <p>都市部の子供たちとの交流により高齢者などの生きがいづくりの場を増やし、誰もがいつになんでも元気でいきいきと暮らせる地域の実現をめざし、農漁業と観光を活性化して地域経済の振興発展を目指す。</p>	 <p>「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム</p> <p>遊子川地域活性化プロジェクトチーム（愛媛県西予市）</p> <p>特産トマトを活用した「トマトゆずポン酢」などの開発による所得増や雇用の場を創出。地域・特産品のPR映画の上映を通じて、地域の魅力を発信し若者の定住促進などを図る。</p>	
<p>「農」を活用した医療・福祉との連携</p> <p>阿武町農福連携推進協議会（山口県阿武町）</p> <p>障がい者が力をあわせて未来の農業を支える「農福連携」モデルを確立し、将来的に阿武町全域に取組を拡大させ、地域の発展に寄与することを目指す。</p>	 <p>「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム</p> <p>NPO法人土佐さめうら観光協会（高知県土佐町）</p> <p>民泊受入事務局と道の駅観光窓口を一体的に運用することにより、民泊に限らず地域内の各種体験交流事業のコーディネートやミニツアーの商品化など、都市農村交流の仕組みを確立する。</p>	

資料：農林水産省作成

中国四国農政局ホームページ「農山漁村振興交付金」

<http://www.maff.go.jp/chushi/green/nousangyoson/index.html>

イ 山村活性化対策の概要

未利用資源等の発掘・活用を通じた地域経済の活性化を支援

山村は、全国の林野面積の6割、農地面積の2割を占め、国土の保全、水源の涵養等、森林及び農業の有する多面的機能の発揮に大きな役割を担う重要な地域です。しかしながら、人口減少や高齢化が著しいことから、人材や労働力が不足し、地域社会の活力が低下しています。一方で、特色ある農林水産物や、固有の自然・景観、伝統文化等の多くの地域資源が存在し、また、近年、都市住民を中心に、ゆとり・やすらぎの場としても評価が高まっており、山村の活性化には、こうした地域の潜在力を引き出すことが重要となっています。このため、「山村振興法」（昭和40年法律第64号）に基づき指定された振興山村において、地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大による山村の活性化を図るための取組をソフト

事業（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等）で支援しています。平成28（2016）年度においては、中国・四国地域では5県12市町村において13地区で取り組まれています（図II-3-5）。

図II-3-5 山村活性化対策による地域資源を活用した取組事例

山村活性化対策により取組を行っている主な地域資源の例

木質資源等（木材等）	地場野菜
<p>（事例）《徳島県神山町》 ・地域資源である「神山スギ」の特性を生かした内装材等の木材製品の開発により付加価値を高めて販売することにより地域の所得向上、効用を創出する取組。</p>  <p>地域資源（大径木）の賦存量調査</p>	<p>（事例）《岡山県矢掛町》 ・地場野菜（バターナッツ、大豆）を活用した商品開発及び販路開拓に向けたPRの取組を行うとともに、栽培技術の向上・統一化による生産量の安定供給を確保する取組。</p>  <p>地場野菜を活用した商品開発</p>

資料：中国四国農政局作成

ウ 農山漁村活性化整備対策の概要

農山漁村活性化のために必要な施設整備を中心とした総合的な取組を支援

農山漁村振興交付金の農山漁村活性化整備対策は、地域資源を活用した所得又は雇用の増大に向けた取組、農山漁村における定住を図るため、農・林・水の縦割りなく各種取組を総合的かつ機動的に支援するものです。

具体的には、地方公共団体が、農山漁村活性化法に基づく「活性化計画」を作成します。この計画は、地域の自主性と創意工夫により、定住等の促進を図るための区域や事業等を掲げたものであり、国は、その計画が確実かつ効果的に実施されるための総合的な取組を交付金により支援しています。

中国・四国地域では、平成28（2016）年度に17地区において活性化計画に基づき、農山漁村の活性化に向けた取組が実施されています。

なお、平成27（2015）年度まで「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により支援していた取組は、引き続き、農山漁村振興交付金の農山漁村活性化整備対策により支援しています。

二 中山間地域所得向上支援対策の概要

中山間地域の農業は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っています。また、豊かな風土を活かして全国的なブランド化が図られるなど、経営者の意欲によって、今後の農業経営に大きな希望が持てる地域でもあります。その一方で、中山間地域は、自然的・経済的・社会的条件が不利な上に、平地と比べて高齢化や人口減少が進展しています。

このような中、「総合的な TPP 関連政策大綱」に即して、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を支援し、我が国農業の体质強化を図ることが重要であることから、意欲ある中山間地域において、農業者等による収益性の高い農産物の生産・販売等の取組を総合的に支援することで、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を図る中山間地域所得向上支援対策が平成 28 (2016) 年度第 2 次補正予算により創設されたところです。

中国・四国地域では、9 県 32 地区の中山間地域において、収益性の高い農産物等の生産・販売等に本格的に取り組む実践的な計画を策定し、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に行うことで所得向上等を図る取組を行っています（図 II-3-6）。

図 II-3-6 所得向上に向けた地域での取組

うちこ
【愛媛県内子町】

安全・安心な農作物の安定供給と高付加価値型の農業の推進

【工夫のポイント】

- 集出荷貯蔵施設を整備・推進し、販路の新規開拓及び農産物のブランド化。
- 基盤整備推進による担い手育成及び優良農地確保による生産コストの削減。
- 工芸作物から施設園芸に転換することによる収益の向上。

【取組地域の概要】

○位置 うちこ
愛媛県内子町(過疎、振興山村、特定農山村)

内子地区

○主要作物
・柿、ぶどう、梨、その他

○主な支援施策

- ・県営畠地帯総合整備事業(H3~H21)
- ・経営構造対策事業(H13)
- ・中山間地域直接支払交付金(H12~)
- ・多面的機能支払交付金(H19~)

加工・流通

集出荷貯蔵施設の整備

- 高性能選果機の導入により選果効率が向上することで、品質向上による販売単価の向上を図る。
- 完熟した富有柿による冷蔵柿を冷蔵庫で保存することで販売期間が延伸による有利販売。
- 長期保存できる「冷蔵柿」の海外輸出による出荷拡大と単価向上を図る。

施設整備
(H29年)

【整備前】

- ・農産物販売価格の低迷
- ・果樹の改植等有望品種への更新の遅れ
- ・葉たばこ廃作に対処するポストたばこ対策の遅れ

生産現場

ブランド力の強化及び農作物の転換

- 果樹の改植等有望品種への転換へ関係機関が連携し、統一的かつ効果的に織り込んだ内子ブランドを構築を図る。
- 葉たばこ耕作農家の廃作に対応するため野菜等の施設園芸施設整備への支援を積極的に行う。
- 果樹の改植等有望品種への転換を支援し、栽培管理技術の高位標準化と将来を見据えた生産量の拡大を図る。

農作業道の改良等生産基盤の整備

- 農地中間管理事業や基盤強化事業等により農地の流動化を促進する。
- 農作業道整備により荷痛み防止。

担い手支援や新規就農の確保・支援

- 法人化の誘導、家族経営協定の推進等。
- 農外からの意欲ある新規参入者の育成確保及び農村地域への定住を図る。
- 知的農村塾活動を展開し、販路開拓や健全経営を支援する。

新規需要の開拓や多様なチャンネルの取り組み

- 販路の新規開拓や高付加価値化による農産物のブランド化を促進
- 担い手の育成及び優良農地の確保による生産コストの低減
- 収益性の高い作物の導入促進や鳥獣被害の防止による農産物の品質と安定した生産

内子町農業生産物販売額目標

年度	目標額 (億円)
平成27年度	12.5
平成33年度	13.8

資料：中国四国農政局作成

オ 農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業の概要

訪日外国人による農林水産物の購入等の新たな需要を創出するための農山漁村における受入体制づくりを支援

平成 27（2015）年の訪日外国人旅行者数は約 1,974 万人にまで急増し、日本を訪れた外国人による旅行消費額は、3兆 4,771 億円に達しています。地産地消による地域の収益力強化に加え、今後、更なる増加が見込まれる訪日外国人旅行者を農山漁村に呼び込み、訪日外国人による農林水産物の購入等の増大を図るための受入体制を構築し、海外における日本の食関連事業の展開につながるといった好循環を形成していくことが重要となっています。

このため、農林水産省では、観光庁と連携し、国土交通大臣が認定した「広域観光周遊ルート形成計画」において設定された広域観光周遊ルート上の農山漁村地域又は「食と農の景勝地」（平成 29 年度より制度名称を「農泊 食文化海外発信地域」に変更）として認定された地域内の農山漁村において、訪日外国人による農林水産物の購入促進を図り、お土産として持ち帰ること等による新たな需要を創出するため、農山漁村における訪日外国人旅行者の受入体制づくりを推進しており、中国・四国地域では 2 地域で実施しています（図 II-3-7）。

図 II-3-7 農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業の実施事例



かづら橋夢舞台（徳島県三好市）



熊山英國庭園（岡山県赤磐市）

（4）美しい自然と景観の維持創造

自然との共生や環境との調和に配慮した農業農村整備事業の推進

農村の美しい自然や景観は、農作業に携わる人々の手によって維持されています。

近年、農村の自然環境は、都市住民や地域住民の憩いや安らぎの場として見直されており、農業の生産活動に加え、その生産活動が営まれる農村の美しい自然環境、景観を将来にわたって維持・創造することが求められています。

このような中、農業農村整備事業は、食料の安定供給等農業生産性の向上、農村の生活環境の改善を基本的な目的としつつ、土地改良法改正により環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置付けられたことを受け、自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造に努めてきました。

また、農林水産省では、「水とみどりの『美の里』プラン 21」の作成、「景観法」(平成 16 年法律第 110 号) の制定を受け、農山漁村地域特有の良好な景観を形成するため、農業農村整備事業においても景観に配慮した取組を一層推進することとしています。

(田園環境整備マスターplan等)

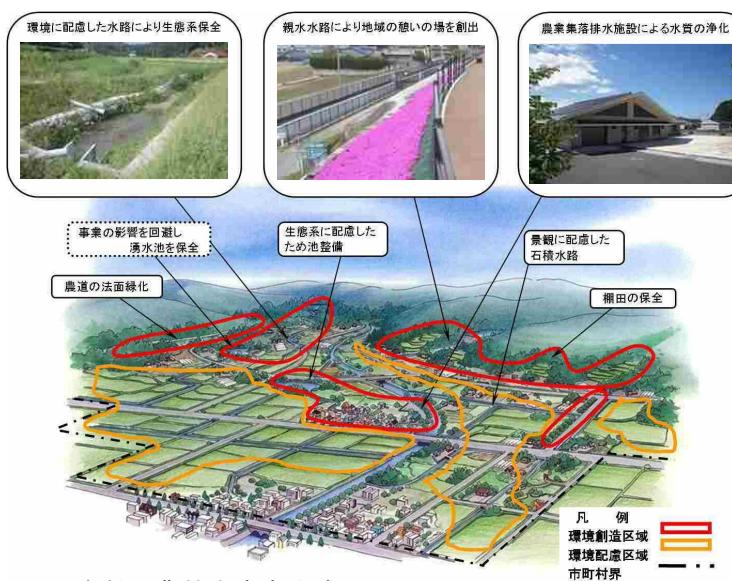
農業農村の整備に当たっては、市町村が策定する「田園環境整備マスターplan」又は「農村環境計画」(以下「田園環境整備マスターplan等」という。)に基づいて環境との調和に配慮した事業を展開しています。

なお、「田園環境整備マスターplan等」とは、地域内の環境評価に関する事項、環境保全の基本方針に関する事項、地域の整備計画に関する事項等を内容とし、農業農村整備事業を実施する全市町村が主体となって策定するものです(図 II-3-8)。

これらの仕組みが整備されてから10年以上が経過し、地域の自然環境の変化や市町村合併等の社会環境の変化に対応した田園環境整備マスターplan等の見直しと内容の充実の必要性が高まってきました。このため、農林水産省では、田園環境整備マスターplanの内容の充実と効率的な作成に資することを目指して、田園環境整備マスターplanにおいて定める事項について、その考え方、作成の手順、参考となる資料等を具体的に示した田園環境整備マスターplan作成ガイドを平成27(2015)年4月に取りまとめホームページで公表しています。

中国・四国地域では、田園環境整備マスターplan等を平成28(2016)年度に新たに3市町村が策定し、4市町村が見直しを行いました。平成28(2016)年度末時点で186市町村で策定されています。

図 II-3-8 田園環境整備マスターplanに基づく「環境創造型事業」の例



4 豊かなむらづくりへの取組

創意工夫を凝らし地域活性化に取り組む団体・地区を表彰

農林水産省では、豊かなむらづくり全国表彰事業を実施し、自主的努力と創意工夫によるむらづくり活動を通じて地域の活性化に貢献している団体等を表彰しています。

平成 28（2016）年度に、中国・四国地域では 3 団体・地区が農林水産大臣賞を受賞し、11月 10 日に中国四国農政局において表彰式を開催し、農林水産大臣賞の伝達等行いました。

なお、農林水産大臣賞を受賞した団体の中で、「地域協同組合無茶々園」については、農林水産祭むらづくり部門の三賞の一つである「天皇杯」も受賞しました。中国・四国地域での天皇杯の受賞は 9 年ぶりとなります。

中国・四国地域の受賞団体・地区は以下のとおりです（表 II-3-4）。

表 II-3-4 受賞団体・地区一覧

表彰名	むらづくりの主体	所在地
天皇杯 農林水産大臣賞	地域協同組合無茶々園	せいよし 愛媛県西予市
農林水産大臣賞	しろいたにしゅうらく 白谷集落	ひのぐんにちなんちょう 鳥取県日野郡日南町
農林水産大臣賞	さかもと 坂本グリーンツーリズム運営委員会	かつうらぐんかつうらちょう 徳島県勝浦郡勝浦町

資料：中国四国農政局作成

●天皇杯、農林水産大臣賞 【地域協同組合無茶々園（愛媛県西予市 狩江地区）】

昭和 49（1974）年、石灰岩を石積みした急峻な段々畑でかんきつ栽培が行われてきた狩江地区において、現代農業に疑問をもった青年農業者 3 名が 15 a の農地を借り「無茶々園」と名付け、伊予柑の有機栽培を開始しました。試行錯誤を繰り返し、栽培体系を確立し有機栽培を行う仲間の拡大に努め、産直販売に活路を見いだし、消費者会員の拡大等販路開拓にも努め、現在の地域協同組合無茶々園の礎を築きました。

平成元（1989）年、かんきつの生産を行う「農事組合法人無茶々園」を設立し、平成 5（1993）年には、農産物、ブランド加工品や水産物の販売を行うなどの総務部門を担う「株式会社地域法人無茶々園」を設立しました。

また、新規就農者の育成・確保のため、平成 10（1998）年に研修センターを設置し、翌 11（1999）年には研修実施組織「ファーマーズユニオン天歩塾」を設立し、研修生を育成しています。平成 13（2001）年には、「有限会社ファーマーズユニオン北条」を設立し、大規模農場による有機農業の実践に取り組んでいます。平成 25（2013）年には、「株式会社百笑一輝」を設立し、介護事業所を 2 カ所設置し、生涯現役でいられることを目指したデイサービス等にも取り組んでいます。同園は、これら 4 つの組織の連合体です。

さらに、女性が活躍する介護事業や配食サービス等雇用の場の創出、山と海の両面での環境保全活動を実践し、水産物の加工品（真珠、ちりめん等）の販売、都市消費者との交流、ジオパークに認定された段々畑の観光等、産業振興にも努めています。

【生産面の主な取組】

- 国内有機農業の先駆けとして、かんきつ栽培における品質管理の徹底、加工品等のブランド化の取組により規模を拡大し、農業産出額は 8 億円超
- 大規模農場等を活用し、研修生の受入体制を充実させ、新規就農者を育成
- フィリピン、ベトナムから研修生を受け入れ、帰国後の農業の自立に寄与。また、ベトナム・ダクラック州に拠点を作り、胡椒等の栽培支援と輸出事業を実施

【生活・環境整備面の主な取組】

- 漁業者と連携して、山と海の環境保全活動の実践、真珠や水産物等の加工・販売
- 女性が活躍する介護事業や配食サービス、段々畑の観光等、雇用を創出
- 「みかん収穫体験」、食育授業等都市消費者と交流し、環境保全の重要性を PR



急峻な柑橘の段々畑と宇和海



女性が活躍する介護事業

●農林水産大臣賞

【白谷集落（鳥取県日野郡日南町 白谷集落）】

白谷集落は、中国山地の中央に位置する日南町にあり、全戸 20 戸が兼業農家の山あいにある小さな集落です。この山間地域において、農業や農地を着実に次世代に引き継ぐための取組が行われてきました。昭和 53（1978）年に農作業機械等の共同利用組合が設立され、受託面積の増加に伴い、生産基盤と労力確保のため平成 26（2014）年に「農事組合法人ファーム白谷」を設立し、集落内外の水稻の作業受託のほか、特別栽培米等の生産を行っています。

一方、集落全体のつながりが保たれるよう、女性を始めとする多様な人材が参画して、地域の風習、伝統芸能の継承が行われ、集落内の環境整備、鳥獣対策等が図られています。集落住民が頻繁に顔を突き合わせる機会を設け、絆を強化して、農山村を維持していることが大きな特長です。

【生産面の主な取組】

- 農業法人による水稻等の生産・販売と作業受託により、集落内に耕作放棄地はゼロ
- 良質米に付加価値を付け、女性参画による PR を行い販売
- 集落ぐるみでUターン就農者を支援し、新たな作物（白ねぎ）の産地づくりに寄与

【生活・環境整備面の主な取組】

- 生涯学習活動「白谷スクール」を開催し、集落内の絆の強化に寄与
- 集落内の環境美化活動など、女性全員が活躍



白谷集落の風景



集落の活動を支える女性

●農林水産大臣賞

【坂本グリーンツーリズム運営委員会（徳島県勝浦郡勝浦町 坂本地区）】

坂本地区は、かつてうんしゅうみかんの産地として栄えたが、大寒波により壊滅的な打撃を受けました。さらに、過疎化、少子化の進行により、中心施設であった坂本小学校が平成11（1999）年に廃校となりました。その校舎は、「都市との農村交流の拠点」として活用されることとなり、町に農村体験宿泊施設として改装されましたが、地元の独立採算により運営することが決定されました。

体験事業の実施や宿泊施設の運営に全く素人であった地域住民であったが、熱い思いを持った住民有志が中心となり、運営母体となる「坂本グリーンツーリズム運営委員会」を平成13（2001）年に設立し、翌年に「ふれあいの里さかもと」をオープンし、見込みの約5倍の8,500人を集客しました。以来、地域住民を応援団に変え、住民協力の下で運営しています。

【生産面の主な取組】

- 「ふれあいの里さかもと」を中心に地域資源を活用し、体験メニュー等を実施
- 果樹オーナー制度の実施による都市住民等との交流
- みかん栽培の担い手を育成する講座「坂本能楽・みかん組」を実施

【生活・環境整備面の主な取組】

- 農村体験宿泊施設で雇用を創出し、料理提供や食品加工で女性が活躍
- 農村体験で地域の人材を活用し、小中学校生も受け入れ、食農教育に寄与
- 空き家を活用した「お試し定住」に取り組み、定住促進対策を実施



都市農村交流施設に生まれ
変わった小学校校舎



農村体験事業(田舎豆腐作り)

5 農村の生活環境整備等

地域の自主性や裁量を重視した農村生活環境の整備を展開

(1) 農村生活環境整備の概況

農村地域は食料の生産の場、地域住民の生活の場であるとともに、国土の保全等の多面的機能が発揮される場であります。その一方で、過疎化や高齢化が進行し、集落機能が低下するなどの課題を抱えています。特に中国・四国地域では、総土地面積の85%を中山間地域が占めており、農村地域は傾斜が多く生産基盤整備が遅れていることに加え、集落内道路が狭小であるなど、生活環境基盤の整備の遅れもみられます。

このため、地方公共団体では、地域住民が主体となった生活環境の整備を促進することを目的として、地域住民等の参画を促すとともに地域の特性や多様なニーズを踏まえつつ、農山漁村地域整備交付金を活用して、農村生活環境基盤を整備する事業（農業集落排水事業、農村集落基盤再編・整備事業）の推進に取り組んでいます。

(2) 農村生活環境整備の推進

ア 農業集落排水施設整備の取組

平成27（2015）年度末の汚水処理人口普及率（農林水産省、国土交通省、環境省調べ）は全国で89.9%¹、中国・四国地域で80.8%となっています。

一方、中国・四国地域の農業集落排水施設の整備状況をみると、これまでに1,002地区で事業を実施し、農業集落排水処理人口普及率は、平成17（2005）年度末時点では42.9%、平成22（2010）年度末時点では64.9%であったものが、平成27（2015）年度末時点では83.3%に達しました。

現在、中国・四国地域において稼働している農業集落排水施設は785処理区で、そのうち供用開始後20年以上経過した地区が23.6%、10年から19年経過した地区が67.8%を占めていることから、今後は地区の状況に応じた機能強化や予防保全、更新整備等施設の老朽化対策を重点的に実施する必要があります。これらは、上記の農山漁村地域整備交付金のほか、公共下水や合併浄化槽の整備などと併せ行う地方創生汚水処理施設整備推進交付金を用いて実施しています。（表II-3-5）

表II-3-5 平成28（2016）年度の農業集落排水事業の実施地区数

事業名	地区数
農業集落排水事業（農山漁村地域整備交付金）	13地区
地方創生汚水処理施設整備交付金	6地区

資料：中国四国農政局調べ

¹ 福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村（相馬市、南相馬市、広野町、
楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を除いた値

イ 農村地域における生活環境整備の取組

農村地域の人口減少・高齢化の進展に対応して、農業生産性の向上を図る農業生産基盤と、基幹集落への機能集約と周辺集落とのネットワーク強化等を図る農村生活環境の総合的な整備を支援する農業集落基盤再編・整備事業が平成28（2016）年度に創設されました。これは、従来の平場を対象とした集落基盤再編事業と、中山間地域を対象とした中山間地域総合整備事業を再編し、両事業の事業メニューの統一や、実施計画の策定の追加等、制度を拡充し、平場から中山間地域まで一体的な再編・整備を可能としたものです。

中国・四国地域では、平成28（2016）年度に集落基盤再編事業を4県6地区、中山間地域総合整備事業を7県43地区、あわせて7県49地区において事業を実施しており、そのうち6県45地区において、農業生産や日常生活を円滑に営むための集落道、営農用水とあわせて生活用水も供給する営農飲雜用水施設、防火水槽等を始めとする防災安全施設等の生活環境基盤の整備を行っています。

6 日本型直接支払

（1）日本型直接支払制度の推進

多面的機能発揮促進事業中国四国農政局長表彰

農業・農村は、国土保全、水源涵養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しています。

平成26（2014）年度には、これら農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るために行われる地域活動、農業生産活動及び環境保全に効果の高い営農活動の支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるとともに、担い手の育成等構造改革を後押しする目的で日本型直接支払制度が創設されました。

日本型直接支払制度の推進及び啓発普及の一環として、中国四国農政局では、平成26（2014）年度に多面的機能発揮促進事業中国四国農政局長表彰制度を創設し、水路や農道等の地域資源の保全管理、生産条件不利地における農業生産活動等の維持及び環境保全効果の高い営農活動に取り組まれている組織を対象に、良好な地域社会の構築及び形成、農用地の効率的な利用の促進を行う優良な取組について農政局長から表彰しています。また、優良な取組の推進及び啓発普及に貢献した組織を対象に特別賞として表彰しています。

平成28（2016）年度の多面的機能発揮促進事業中国四国農政局長表彰受賞組織は以下のとおりです（表II-3-6）。

表 II-3-6 平成 28(2016)年度多面的機能發揮促進事業中国四国農政局長表彰受賞組織

【多面的機能支払】

最優秀賞

活動組織名	所在地
YAWATA SHANGRI-LA PLAN	島根県松江市
円城広域組織	岡山県吉備中央町

優秀賞

活動組織名	所在地
笠木の集落を守る会	鳥取県日南町
あかや共同活動隊	広島県世羅町
大波野環境保全隊	山口県田布施町
阿南市那賀川北岸地域広域保全協定 運営委員会	徳島県阿南市
河内アグリ活動組織	香川県三豊市
今治盛保全会	愛媛県今治市
日高村水と環境を守る会	高知県日高村

【中山間地域等直接支払】

最優秀賞

活動組織名	所在地
影浦、中畑、野稲原、中村集落	広島県広島市
高野地集落協定	愛媛県八幡浜市

優秀賞

活動組織名	所在地
江尾集落協定	鳥取県江府町
木与集落協定	山口県阿武町
内野集落協定	徳島県東みよし町
豊田集落協定	香川県さぬき市
土居・平野農地保全会	高知県四万十町

【環境保全型農業直接支払】

最優秀賞

活動組織名	所在地
株式会社 恵	広島県世羅町
農事組合法人 宇津木農産	山口県山口市

優秀賞

活動組織名	所在地
J A 鳥取中央東伯有機米生産部	鳥取県琴浦町
みさと有機農業研究会	島根県美郷町
株式会社 城北農産あいがもファーム	岡山県真庭市
農事組合法人 ふあ一夢宗呂川	高知県土佐清水市

【特別賞】

団体名	所在地
やさか 弥栄自治区集落営農組織連携協議会	島根県浜田市

資料：中国四国農政局作成



受賞者の皆様

表彰式後の意見交換会

(2) 多面的機能支払交付金の概要

ア 多面的機能支払制度の推進

農業者と地域住民の共同活動で守られる農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

農業・農村は、食料の生産だけでなく、洪水防止、地下水の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受していますが、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられてきた多面的機能の維持・発揮に支障が生じつつあります。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための水路、農道等の維持管理を行う地域共同活動を支援し、多面的機能が今後とも適切に発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革の後押しをするため、平成 26 (2014) 年度に多面的機能支払制度を創設しました。

そして、平成 27 (2015) 年度からは、法律に基づいた事業として実施されることとなり、平成 28 (2016) 年 8 月に閣議決定された「新たな土地改良長期計画」においても、多面的機能支払交付金制度を「美しく活力ある農村を目指す施策」の一つとして、着実な推進を行うこととしています。

イ 多面的機能支払交付金の実施状況

約4割の農地において、地域の共同活動を支援

中国・四国地域では、平成29（2017）年2月末現在、多面的機能支払交付金（農地維持支払）は4,573組織、約14万5千haで取り組まれ、平成28（2016）年度は、前年度に比べ176組織、約5千ha拡大しました（表II-3-7、表II-3-8）。

表II-3-7 中国・四国地域の取組実績（農地維持支払）（平成28（2016）年度見込み値）

		平成28（2016）年度		平成27（2015）年度 からの増
		平成27（2015）年 からの増		
中国・四国	対象組織数	4,573	176	4,397
	取組面積	145千ha	5千ha	139千ha (39%)
	対象農用地面積			354千ha
全国	対象組織数	29,096	948	28,148
	取組面積	2,250千ha	72千ha	2,177千ha (52%)
	対象農用地面積			4,208千ha

資料：平成28（2016）年度多面的機能支払交付金の取組状況（見込み）

農村振興局整備部農地資源課多面的機能支払推進室

注：1) 単位未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

2) 平成27（2015）年度対象農用地面積は、「平成26（2014）年の農用地区域内の耕地面積調査における農地面積に「農用地区域内の採草放牧地面積（農村振興局調べ）」基に「道府県別農用地区域内の地目別面積比率（農村振興局調べ）」（以下、「道府県別地目別面積比率調査」という）による採草放牧地面積比率により推計した面積を加えた面積。

表Ⅱ-3-8 各県別取組状況（農地維持支払）（平成28（2016）年度見込み値）

県名	農地維持支払（平成28（2016）年度見込み値）					
	活動組織数 うち 広域活動組織数	取組面積（ha）				
		田	畠	草地		
鳥取県	753	5	15,892	13,109	2,708	75
島根県	663	24	22,851	19,435	2,656	759
岡山県	513	11	15,649	13,838	1,807	4
広島県	846	5	18,630	17,718	892	20
山口県	374	11	20,449	18,991	1,361	97
徳島県	189	18	10,823	8,260	2,552	12
香川県	379	1	13,623	12,015	1,607	0
愛媛県	522	5	17,150	10,383	6,635	133
高知県	334	0	9,521	8,545	974	1
中國	3,149	56	93,471	83,091	9,425	955
四国	1,424	24	51,117	39,203	11,768	146
中国・四国	4,573	80	144,588	122,294	21,193	1,101

資料：中国四国農政局調べ

注：単位未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

ウ 多面的機能支払の啓発普及活動

事業の啓発普及活動の実施

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域共同活動を強化・推進し、関係者の取組意識の高揚と活動の向上を図る目的で、平成21（2009）年度から「多面的機能支払中国四国シンポジウム」を毎年開催しています。

平成28（2016）年度は、平成29（2017）年1月19日に岡山県岡山市において、「多面的機能支払中国四国シンポジウムin晴れの国おかやま」を開催し、全国各地から本制度に関わる500名を超える方々の参加がありました。「地域づくりにチャレンジするリーダーへのメッセージ」と題して、全住民を対象としたアンケート結果を基に従来の地域活動を持続可能な活動に変え、新たな取組をスタートされた事例についての基調講演があり、その後、広域活動組織による効率的な取組事例や多面的機能に取り組んでいる中国・四国地域の優良地区の事例紹介を行いました。



シンポジウム開催状況



取組事例の紹介

多面的機能支払の取組事例 1

都市近郊における次世代を担う子供を対象とした多く非農家が参加した活動

【島根県松江市 YAWATAシャングリラプラン】

本地区は、島根県松江市の東部に位置する平野部にある、農家と非農家が混在する地域です。平成 19（2007）年度から水利組合が中心となり活動を開始し、多様な団体と連携し活動を地域ぐるみで行い、地域の活性化に努めるとともに、農村文化の伝承にも継続して取り組んでいます。

【主な取組内容】

- 町内会と連携し、家庭排水やほ場からの排水による汚濁防止を啓発し、子供会や幼稚園児による用水機場周辺の水質モニタリングや水質についての説明会を実施するなど地域の水源である八幡川（用水）の水質対策に取り組み、下水道整備と相まって水質は以前より改善されてきました。
- 「花いっぱい大作戦」と名づけ地域内外の子供達に呼びかけ、農道法面や農用地を利用した、ひまわり、コスモス、レンゲ等いろいろな種類の花の植栽を継続して実施しています。
- 公民館等と連携し、小学生を対象に休耕田を利用した農業体験の場“どてら”を開催し、もち米やかんしょ作り等の農業体験を継続して実施しています。また、ベテラン農業者が講師となり、稻ハデや案山子作り等、古くからの農業手法の伝承も行っています。



水質モニタリングの実施



花いっぱい大作戦の様子



稻ハデや案山子作りの様子

（3）中山間地域等直接支払交付金の概要

ア 中山間地域等直接支払制度の推進

生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続を支援

中山間地域等は流域の上流部に主に位置しており、農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られています。

しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進展する中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、担い手の減少、耕作放棄の増加等に

より、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されています。

このため、農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等と平地地域との条件不利を補正するため、中山間地域等直接支払交付金を交付し、耕作放棄地の発生防止等の取組を推進しています。

イ 平成 28（2016）年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）

173 市町村で協定を締結

平成 28（2016）年度には、10年から15年後の将来を見据えた集落戦略を作成できる仕組みが創設され、15ha 以上の協定面積等の一定の要件を満たした集落協定が集落戦略を作成した場合、協定活動違反等による交付金返還規定が緩和されるなどの制度の運用改善が行われ、協定の広域化等取組の推進を行いました。

平成 28（2016）年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況（見込み）については、173 市町村において 7,873 協定が締結され、水路・農道等の維持管理をはじめ、機械・農作業の共同化、担い手への農地集積等を推進しています。

また、交付見込み面積については、約 1,300ha 増加し、8万 8,719ha（対前年 101%）となっています（表 II-3-9）。

表 II-3-9 平成 28（2016）年度実施状況見込み（集落協定＋個別協定）

（単位：ha）

県名	取組市町村数			協定数			交付面積		
	平28 (2016)	平27 (2015)	増減（率）	平28 (2016)	平27 (2015)	増減（率）	平28 (2016)	平27 (2015)	増減（率）
鳥取県	17	17	0 (100%)	633	635	-2 (100%)	7,812	7,728	84 (101%)
島根県	19	19	0 (100%)	1,215	1,213	2 (100%)	12,815	12,597	218 (102%)
岡山県	25	25	0 (100%)	1,321	1,301	20 (102%)	11,948	11,773	175 (101%)
広島県	18	18	0 (100%)	1,593	1,591	2 (100%)	20,838	20,563	275 (101%)
山口県	17	17	0 (100%)	781	778	3 (100%)	11,827	11,607	220 (102%)
徳島県	17	17	0 (100%)	467	467	0 (100%)	2,890	2,887	3 (100%)
香川県	12	12	0 (100%)	411	407	4 (101%)	2,604	2,582	22 (101%)
愛媛県	18	18	0 (100%)	873	867	6 (101%)	11,947	11,857	90 (101%)
高知県	30	30	0 (100%)	579	566	13 (102%)	6,039	5,815	224 (104%)
中 国	96	96	0 (100%)	5,543	5,518	25 (100%)	65,240	64,268	972 (102%)
四 国	77	77	0 (100%)	2,330	2,307	23 (101%)	23,480	23,141	339 (101%)
中国・四国	173	173	0 (100%)	7,873	7,825	48 (101%)	88,719	87,409	1,311 (101%)
全 国	994	990	4 (100%)	25,884	25,635	249 (101%)	660,730	653,815	6,915 (101%)

資料：中国四国農政局調べ

注：単位未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

集落協定の取組事例 1

4集落協定と農事組合法人の連携による地域農業の発展

【広島県広島市 影浦、中畠、野稲原、中村集落】

4集落協定のある上吉山地区は、広島市中心部から車で約30分の市北西部に位置する標高300から400mの中山間の農業地域です。平成12（2000）年度から4集落それぞれが協定を締結し、共同取組活動を実施していました。

平成16（2004）年のは場整備事業の完了を契機として平成17（2005）年に上吉山地区全体で市内初となる農事組合法人（農事組合法人よしやま）が設立され、法人も各協定に構成員として参加しています。

協定に法人が参加することで、集落の意見等を法人の活動に反映させることができ、4集落協定と法人が同じ方針を共有する体制となっています。

また、各協定では、集落が独自に工夫して水路の清掃、農道の草刈り、鳥獣害防護柵の適正管理等に取り組んでおり、法面へのシバザクラやセンチピートグラスの植付け等景観保全の取組も行っています。

【主な取組内容】

- 約31haの農地を法人が集積し、大型機械による作業の効率化・生産コストの低減、標高差を活かした効率的な水稻生産と野菜栽培を行っています。
- 都市住民を招いての海外援助米の取組（平成11（1999）年から約40aの農地で実施。マリ共和国へ援助）や農業体験教室等を実施して地域の魅力を参加者に伝え、米の有利販売に結び付けています。
- 農事組合法人における3名の常時雇用のほか、新規就農者2名が葉物野菜生産を中心に行なうなど、出荷作業等で雇用の創出にも貢献しています。



法人による大型機械での作業



シバザクラの植栽による景観整備



海外援助米の取組

集落協定の取組事例 2

魅力ある「ふるさと」づくりの推進

【愛媛県八幡浜市 高野地集落協定】

高野地集落は八幡浜市の標高 200mから 400mに位置し、西に宇和海を望む、非農家の 1 戸を除く全戸が果樹農家（専業が 70%）の集落です。うんしゅうみかんを中心とした柑橘に、ぶどう・かき・キウイフルーツ・なし等の落葉果樹を組み合わせた複合経営を行っています。

かんがい事業の検討を契機として、平成 23（2011）年に子供から大人・高齢者と集落ぐるみでワークショップを実施し、集落の良さ、課題を再認識するとともに「四季百果 天空の里 高野地」をキャッチフレーズにした地域づくりに取り組んでいます。

【主な取組内容】

- 1 期対策では鳥獣害対策、2 期対策では営農支援に重点的に取り組み、3 期対策からは共同取組活動費でかんがい事業の地元負担金を積み立て、円滑な事業実施による営農の課題解決を図っています。
- 共同取組活動で、集落ぐるみで防護柵や電柵を設置するとともに、市内の猟友会と連携して箱ワナの設置等による駆除に取り組んでいます。
- 女性有志が設立した「高野地フルーツ俱楽部」が、地場産農産物を加工し、道の駅、商店街、イベント等で販売しています。3 期対策では共同取組活動費による助成を受け、非農業者 1 名が新たに加わるなど取組の充実を図っています。



高野地集落の全景



ワークショップでの
集落点検地図の作成



フルーツ俱楽部による販売

（4）環境保全型農業直接支払交付金の概要

ア 環境保全型農業直接支払制度の推進

自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能が健全に發揮されるようにするために、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。

特に、環境問題に対する国民の関心が高まる中、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう普及推進を図っていく必要があります。

このため、農林水産省では、平成23（2011）年度から、地球温暖化防止を目的とした農地土壤への炭素貯留効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払」を実施してきました。また、平成27（2015）年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号）に基づく制度として、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動を実施する農業者団体等に対する支援を実施しています。

イ 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

平成28（2016）年度も取組面積が増加

平成28（2016）年度は、全国的に取組面積が大幅に増加しています。中国・四国地域においても、取組面積は4,058ha（対前年比109.6%）と増加しています（表II-3-10）。

表II-3-10 取組件数及び取組面積（平成28（2016）年度は見込み値）

（単位：件、ha）

区分	24（2012）年度		25（2013）年度		26（2014）年度		27（2015）年度		28（2016）年度	
	取組件数	取組面積								
全国	12,985	41,439	15,240	51,114	15,920	57,744	4,081	74,180	3,757	85,320
中国・四国	1,549	2,489	1,623	3,015	1,648	3,229	472	3,701	460	4,058
鳥取県	106	224	100	232	100	270	43	373	46	451
島根県	470	928	519	1,111	530	1,217	95	1,470	100	1,520
岡山県	94	171	92	199	92	197	51	225	52	236
広島県	79	242	110	448	116	474	62	519	69	596
山口県	160	374	157	453	169	445	75	458	59	528
徳島県	94	70	98	81	110	99	43	119	43	152
香川県	30	40	46	71	68	96	20	95	20	91
愛媛県	169	245	143	222	100	219	28	219	27	240
高知県	347	194	358	197	363	212	55	222	44	244

資料：農林水産省生産局調べ

注：1) 平成28（2016）年度は、29（2017）年1月31日現在の取組状況

2) 平成27（2015）年度から交付金の支援対象者の要件を農業者個人から農業者の組織する団体等に変更したため、取組件数の前年度との比較はできない

また、支援対象取組別にみても、全ての取組で前年度と比べて増加しています。特にカバークロップと堆肥の施用の増加が大きくなっています（表II-3-11）。

表Ⅱ-3-11 支援対象取組別の取組面積（平成28（2016）年度は見込み値）

(単位 : ha)

区分	カバークロップ					堆肥の施用				
	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)
全国	10,731	11,831	11,849	13,150	16,858	1,012	10,426	12,392	16,608	18,662
中国・四国	968	964	934	920	1,090	-	650	929	1,279	1,396
鳥取県	143	110	113	130	179	-	41	76	147	173
島根県	354	327	314	326	376	-	254	384	505	524
岡山県	80	108	105	99	118	-	5	5	12	12
広島県	13	26	34	14	18	-	252	334	412	483
山口県	300	314	285	261	295	-	72	87	131	143
徳島県	4	6	8	8	9	-	-	-	4	8
香川県	17	20	21	18	16	-	27	43	48	35
愛媛県	48	45	46	56	64	-	-	-	-	-
高知県	9	8	9	9	14	-	-	1	20	16

(単位 : ha)

区分	有機農業					地域特認取組				
	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)
全国	14,469	13,320	13,263	13,281	14,427	15,226	15,539	20,240	31,141	35,374
中国・四国	958	993	1,036	1,086	1,156	562	408	331	416	417
鳥取県	70	75	77	85	85	11	6	4	10	14
島根県	256	292	292	344	343	317	238	227	296	277
岡山県	88	87	88	113	106	3	-	-	-	0
広島県	95	96	106	93	95	134	74	-	-	-
山口県	61	67	73	64	89	14	-	1	2	1
徳島県	62	64	75	88	99	3	11	16	20	36
香川県	23	25	31	29	39	0	0	-	-	-
愛媛県	189	171	173	161	173	8	6	1	3	3
高知県	114	116	122	110	127	72	73	81	84	86

資料：農林水産省生産局調べ

- 注：1) 平成28（2016）年度は、29（2017）年1月31日現在の取組状況
- 2) 平成24（2012）年度の「堆肥の施用」面積は、地域特認取組として取組を行った道県から該当取組を再集計したもの
- 3) 平成24（2012）年度の「地域特認取組」面積は、冬期湛水管理、草生栽培及びリビングマルチ（平成24（2012）年度までは全国共通取組）を含めて再集計したもの
- 4) 「-」は事実のないもの

<本対策の支援対象取組>

カバークロップ：5割低減の取組（化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組。以下同じ。）の前後のいずれかにカバークロップ（緑肥）を作付けする取組

堆肥の施用：5割低減の取組の前後いずれかに炭素貯留効果の高い堆肥を施用する取組

有機農業：化学肥料及び化学合成農薬を使用しない取組

地域特認取組：地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする、5割低減の取組と合わせて行う取組

環境保全型農業直接支払の取組事例 1

地域住民や集落法人との連携による環境保全型農業の展開

【広島県世羅町 株式会社 恵】

株式会社恵は、高齢化による離農や農地の荒廃が進む中、地域農業の衰退に歯止めをかけるため平成 19（2007）年に設立され、現在は 50ha の経営規模を持つ大規模法人です。

世羅町内の畜産農家と連携し、堆肥を利用した土づくりに積極的に取り組むとともに、本法人がリーダーとなり、地域の他の法人と連携して農業生産活動に取り組む仕組みを構築するなど、環境保全型農業の普及拡大に貢献しています。

また、世羅町担い手育成協議会にも参画し、就農希望者の研修を受け入れるなど、地域の新規就農者の育成にも大きく貢献しています。

【主な取組内容】

- 地元畜産農家から提供を受けた堆肥施用による土づくりと化学肥料・化学合成農薬を 5 割以上削減した、環境にやさしい地域資源循環型農業を実践しています。
- 水稻での JGAP 認証を県内で初めて取得し、自らの作業工程等の確認や改善に取り組むとともに、取引先からの信頼を得ることで有利販売を実現しています。
- 住民総出の草刈りや水路の清掃活動、消費者等を対象とした収穫体験等の取組を通じて、地域住民や消費者へ自然保全の大切さを知ってもらう活動を展開しています。



大型機械を用いた堆肥散布作業



JGAP 認証「せらの恵」米



収穫体験（左）と住民総出の水路清掃（右）



環境保全型農業直接支払の取組事例2

「環境の里」づくりを目指して、環境に配慮した営農活動を展開

【山口県山口市 農事組合法人 宇津木農産】

農事組合法人宇津木農産は、山口市の東部、標高160mから350mの山間部に位置する東鯖地区において、零細な農家が多く、高齢化と担い手の減少が進む中、安定的経営体への農地集積による生産性の向上を目指し、平成17（2005）年に4集落を1農場とする法人として設立されました。

地域の農業を維持し、多様化する消費者ニーズや環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式に取り組んでいます。

【主な取組内容】

○緑肥（レンゲ）の作付けと土壤診断に基づく化学肥料・化学合成農薬5割低減の取組を行っており、山口県のエコやまぐち農産物認証「エコ50」の認証を受けた本法人の米は、「鳴滝清流米」として販売され、消費者からも高く評価されています。

○農地・水・環境保全向上対策の取組として、中山間地域等直接支払交付金協定組織と連携した地域内の草刈りや鳴滝川の河川清掃等の共同作業を行った結果、平成21（2009）年7月の豪雨災害後にほとんど見られなくなっていた川魚やホタル等が復活しました。

○環境に配慮した取組を看板で地域住民等に紹介するとともに、地域内の共同作業の際には若い人に積極的に声を掛け、一緒に活動することで、環境に配慮した営農活動や地域づくりへの理解・関心を深める活動を展開しています。



JA 山口中央の結びつき米
「鳴滝清流米」



鳴滝川上流の環境点検活動



草刈り、清掃等の
共同作業の様子

7 農山漁村における再生可能エネルギーの活用

(1) 農山漁村再生可能エネルギー法の活用促進

鳥取県岩美町、徳島県徳島市、阿南市、愛媛県宇和島市で基本計画作成

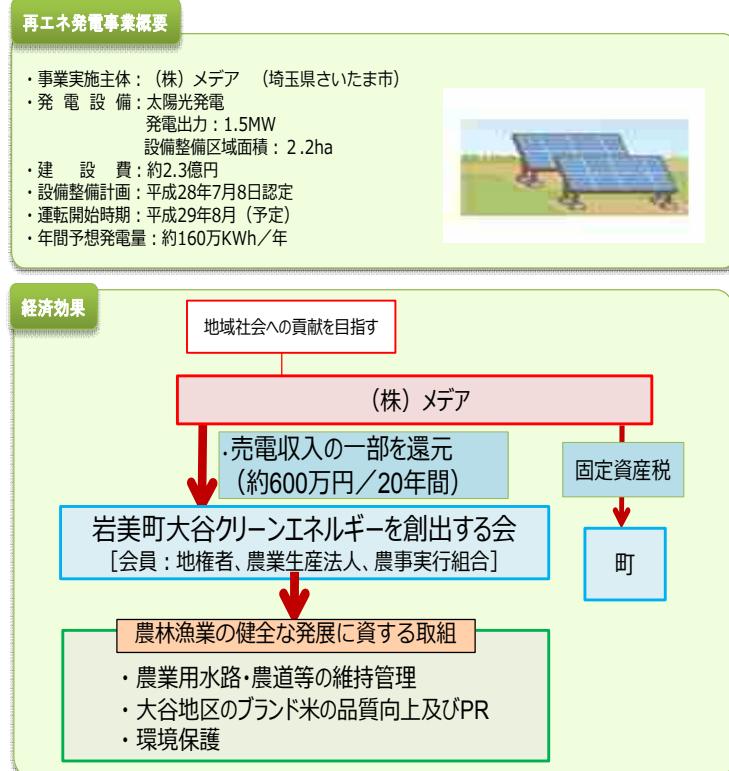
農林漁業の健全な発展と調和した再生可能エネルギー（バイオマス、太陽光、小水力、風力等）を活用した発電の導入を促進し、農山漁村の活性化を図ることを目的に、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成25年法律第81号。以下「農山漁村再生可能エネルギー法」という。）が平成26（2014）年5月に施行されました。

農山漁村再生可能エネルギー法では、農林漁業の健全な発展に資する取組等を定めた基本計画を市町村が作成することとされています。中国四国農政局では、情報提供や助言等を行う相談窓口を設置するとともに、平成28（2016）年には市町村への個別説明会を開催（11回）したほか、取組に意欲のある地域の関係者を一堂に参集した意見交換会を同年7月6日に徳島県（徳島県及び徳島県内6市町村等参加）、同年10月7日に岡山県（岡山県及び岡山県内7市町村等参加）、同年11月24日に香川県（香川県及び香川県内3市町等参加）において開催しました。

基本計画は、平成27（2015）年の愛媛県愛南町に続き、平成28（2016）年には、鳥取県岩美町、徳島県徳島市、阿南市、愛媛県宇和島市が作成しました。

計画では、4市町とも発電により得られた売電収入の一部を、岩美町では農業用水路・農道等の維持管理、徳島市では農業用排水施設の維持管理、阿南市では地域活性化のための基金の創設、宇和島市では発電設備周辺農地の整備や災害時等の給電設備等に活用することとしており、地域農業の活性化等につながる取組として期待されています（図II-3-9）。

図II-3-9 岩美町農山漁村再生可能エネルギー促進基本計画



資料：農林水産省作成

(2) 再生可能エネルギー導入推進の取組状況

農業水利施設等を活用した再生可能エネルギー導入を巡る動き

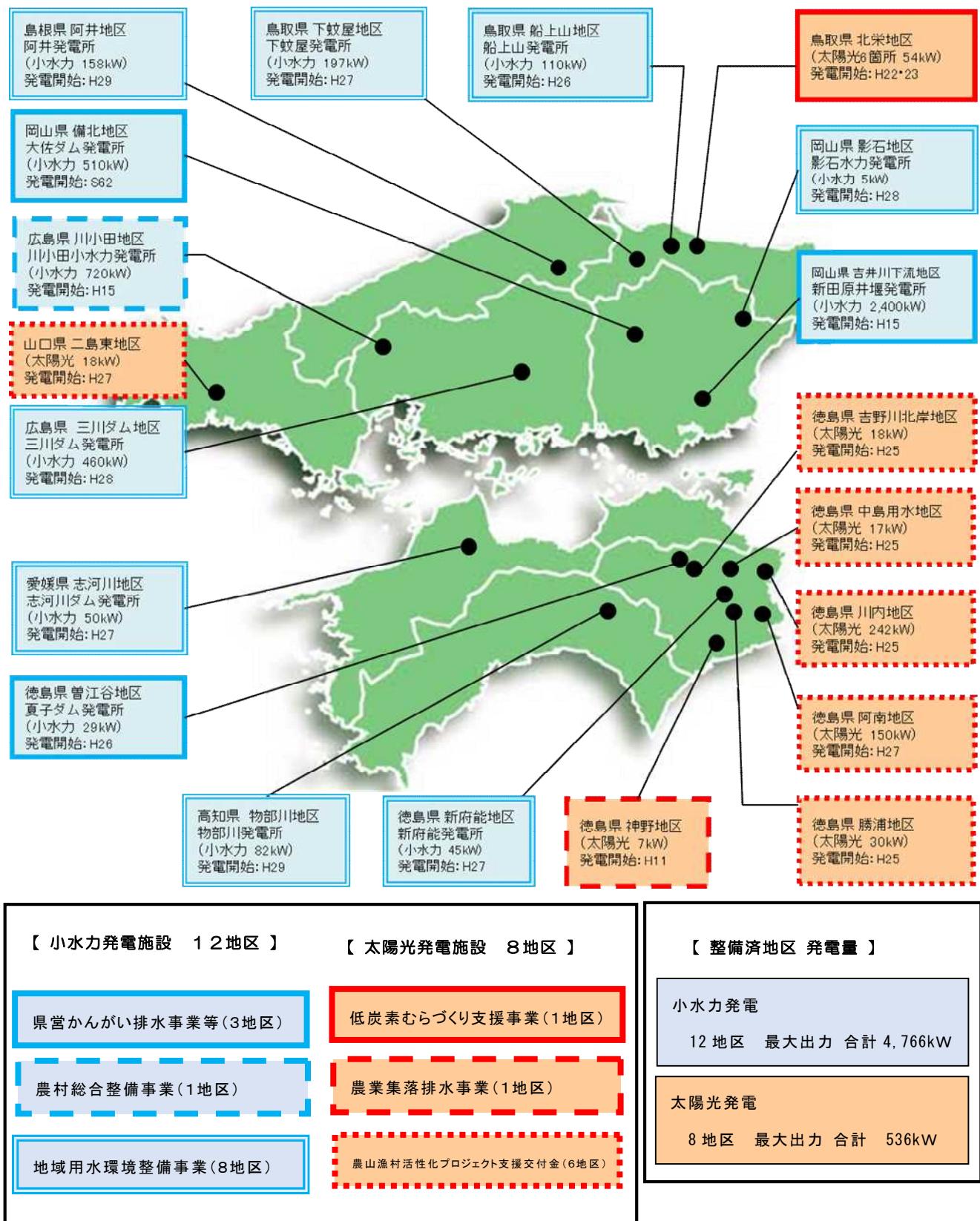
農業水利施設等を活用した小水力発電等再生可能エネルギーの導入は、地域における安定的な電力供給に寄与し、農村地域の活性化に貢献するとともに、電力の値上げや施設の老朽化等によって増大傾向にある維持管理費の削減に資することが期待されます。

「土地改良長期計画」（平成 28（2016）年 8 月 24 日閣議決定）では、再生可能エネルギーの導入による維持管理費の軽減のため、農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合を 3 割以上にすることが目標に掲げられています。

そのため、中国・四国地域においても、小水力等発電施設の整備に係る適地選定、概略設計、各種法令に基づく協議等の取組への支援を行う小水力等再生可能エネルギー導入推進事業に取り組んでいます。

また、全国では、平成 28（2016）年 5 月までに 170 地区において、農業農村整備事業等により小水力等発電施設が整備されており、中国・四国地域では、平成 29（2017）年 4 月までに 20 地区において発電が開始されています（図 II-3-10）。

図 II -3-10 中国・四国地域の小水力等再生エネ発電施設の整備状況
(平成 29 (2017) 年 4 月末現在)



資料：中国四国農政局作成

8 バイオマスの活用の推進に向けた取組

バイオマス事業化戦略を受け、バイオマス産業都市の構築を推進

「バイオマス活用推進基本法」（平成21年法律第52号）に基づき、国はバイオマスの活用の推進に関する基本的な計画（バイオマス活用推進基本計画）を定めるとともに、この計画を実現するための指針として、平成24（2012）年、「バイオマス事業化戦略」を策定しています。

また、農林水産業・地域の活力創造プランにおいては、この事業化戦略に基づき構築を推進することとされている「バイオマス産業都市」について平成30（2018）年までに、約100地区構築することを目指しています。

バイオマス産業都市に選定された地域は、全国で68市町村（平成29（2017）年3月31日現在）、中国・四国地域では、7市町村が選定されています。

このうち、香川県三豊市では、平成28（2016）年度に食品廃棄物等から固形燃料を製造できるトンネルコンポスト施設を整備し、平成29（2017）年4月から稼働しています（表II-3-12）。

表II-3-12 バイオマス産業都市選定地域の構想概要（平成28（2016）年度現在）

地域名 (選定年度)	主な取組
島根県奥出雲町 (25（2013）年度)	木質バイオマス熱利用（林地残材等）、炭材（林地残材等）
島根県飯南町 (27（2015）年度)	堆肥化（家畜排せつ物、林地残材等）、熱利用（林地残材等、竹）、バイオガス発電・熱利用（生ごみ、下水汚泥）
島根県隠岐の島町 (26（2014）年度)	マテリアル化（間伐材等）、ペレット燃料化（間伐材等）、木質バイオマス発電（間伐材等）バイオガス熱利用（食品廃棄物、間伐材等）
岡山県津山市 (27（2015）年度)	パウダー化・マテリアル化（製材残材、間伐材）、木質バイオマス発電（間伐材）
岡山県真庭市 (25（2013）年度)	木質バイオマス発電（林地残材等）、BDF（廃食用油）、堆肥化（食品廃棄物）、バイオマスリファイナリー事業、産業観光拡大事業
岡山県西粟倉村 (25（2013）年度)	木質バイオマス熱利用（林地残材等）
香川県三豊市 (25（2013）年度)	堆肥化、燃料化（食品廃棄物等）、資材化（竹）

資料：中国四国農政局調べ

9 地理的表示保護制度の推進

地理的表示保護制度の活用による地域産品のブランド化

(1) 地理的表示保護制度の概要

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」（平成 26 年法律第 84 号）は、平成 27（2015）年 6 月 1 日に施行されました。

本法律に基づく地理的表示保護制度は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きが特定できる産品について、その名称を知的財産として保護する制度です。

(2) 地理的表示保護制度の活用促進

農林水産省では、地理的表示保護制度の情報提供や登録申請に係る相談を一元的に受け付ける支援窓口として「地理的表示保護制度活用支援中央窓口」（GI サポートデスク）を設置しています。

中国四国農政局では、GI サポートデスクや関係機関と連携し、本制度の普及・活用を促進するためのセミナーを 3 回開催しました。

さらに、登録申請を検討している団体、地域特産品を生産する団体等に対して、制度に関する情報提供、助言等を行いました。

(3) 地理的表示の登録産品

農林水産省では、平成 29（2017）年 3 月 31 日までに計 28 産品を登録し、中国・四国地域では、平成 28（2016）年 10 月 12 日に「下関ふく」、同年 12 月 7 日に「連島ごぼう」が登録され、計 4 産品が登録されています（表 II-3-13）。

また、平成 27（2015）年度に地理的表示に登録された産品の生産者団体に対して、品質管理体制のチェックを実施しました。

表 II-3-13 地理的表示法に基づき登録された特定農林水産物等

登録番号	名称*	写真	生産地	登録日
10	いよいと 伊予生糸		せいよし 愛媛県西予市	平成28（2016）年 2月2日
11	とつとりさきゅう 鳥取砂丘らっきょう ふくべ砂丘らっきょう		とつとりしふくべちょう 鳥取県鳥取市福部町内の鳥 取砂丘に隣接した砂丘畑	平成28（2016）年 3月10日
19	しものせき 下関ふく		しものせき 山口県下関市及び福岡県北 きた 九州市門司区	平成28（2016）年 10月12日
21	つらじま 連島ごぼう		くらしきし 岡山県倉敷市（水島地域並 みずしま くらしき にしあち びに倉敷地域のうち西阿知 おおたか 及び大高）	平成28（2016）年 12月7日

資料：中国四国農政局作成

注：名称については、代表的なものを記載しています。